

○福岡県道路占用料徴収条例施行規則

昭和五十六年三月三十一日

福岡県規則第十九号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県道路占用料徴収条例施行規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則（昭和四十三年福岡県規則第二十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（占用料の減額又は免除）

第二条 条例第二条第二項の規定に基づき、同項第一号から第五号までに掲げる占有工作物、占有物件又は占有施設（以下「占有物件等」という。）については、別表第一に定めるところにより当該占有物件等に係る占用料を減額し、又は免除する。

（平二〇規則四八・一部改正）

第三条 条例第二条第二項第六号に規定する知事が定める占有物件等は、別表第二の占有物件等の欄に掲げる占有物件等とし、当該占有物件等については、同表の免除・減額の区別の欄及び減額する額の欄に定めるところにより当該占有物件等に係る占用料を減額し、又は免除する。

（平二〇規則四八・一部改正）

第四条 知事は、前条に規定するもののほか、慣行等からみて条例に定める占用料を徴収することが著しく不相当であると認める占有物件等については、当該占有物件等に係る占用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に改正前の福岡県道路占用料徴収条例施行規則第二条第二項第三号の規定に基づき占用料の減額を受けている家屋（附属物及び宅地を含む。以下同じ。）及び田畑又は農業用置場に係る占用料の減額については、この規則第三条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 田畑又は農業用置場に係る占用料については、昭和五十六年度にあつては条例の定める額に百分の八十八を乗じて得た額を、昭和五十七年度にあつては条例に定める額に百分の八十を乗じて得た額を減額する。

二 家屋に係る占用料については、昭和五十六年度に限り条例に定める額に百分の二十五を乗じて得た額を減額する。

附 則（昭和六〇年規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県道路占用料徴収条例施行規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（平成九年規則第二二号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二七号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第一二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条）

（昭六二規則四九・平九規則二二・平一九規則二四・平二〇規則四八・平二七規則八・一部改正）

番号	占用物件等	免 除・減 額の 区分	減額する額
----	-------	----------------------	-------

1	条例第二条 第二項第一 号に規定す る占用物件 等	応急仮設住宅	免除	
2	条例第二条 第二項第二 号に規定す る占用物件 等	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの	免除	
3	条例第二条 第二項第三 号に規定す る占用物件 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの	免除	
		鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者（以下「事業者」という。）がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道施設等」という。）であり、かつ、知事又は県が管理する道路の敷地として当該鉄道施設等の敷地を無償で使用させている事業者に係るもの	免除	
4	条例第二条 第二項第四 号に規定す る占用物件 等	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件	免除	
5	条例第二条 第二項第五 号に規定す る占用物件 等	街灯（アーチ型のものを除く。）	免除	
		農道、林道その他の公共の用に供する通路	免除	
		駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場	減額	条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額

別表第二（第三条）

（昭六〇規則二〇・平九規則二二・平一九規則二四・平二一規則一三・平二七規則八・令三規則二七・令六規則一二・一部改正）

番号	占用物件等	免除・減額の 区別	減額する額
1	公益法人が設置する有線テレビジョン放送(CATV)の架空の道路縦断電線	減額	条例に定める額に百分の五十を乗じて得た額
2	アーケード	減額	条例に定める額に百分の八十を乗じて得た額
3	駐車場（別表第一の五の項に規定する駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	減額	条例に定める額に百分の五十を乗じて得た額
4	上空に設ける看板	減額	条例に定める額に百分の三十を乗じて得た額
5	柱類等に添架された広告のうち巻付広告	減額	条例に定める額に百分の六十五を乗じて得た額
6	バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識又はタクシー事業者の団体が設けるタクシー待合所	減額	条例に定める額に百分の五十を乗じて得た額
7	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添架させている電気事業者又は認定電気通信事業者の設置する電柱又は電柱	減額	条例に定める額に百分の五十を乗じて得た額
8	民営の水道事業（専用水道を除く。）に係る水管	減額	条例に定める額に百分の五十を乗じて得た額
9	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これに類する小型の無線基地局	減額	条例に定める額に百分の七十を乗じて得た額
10	利便増進誘導区域内に設置される広告塔、看板、ベンチ、街灯、標識、旗ざお、	減額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額

	幕、アーチ、食事施設、購買施設、自転車駐車器具その他歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設		
11	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類	減額	条例に定める額に百分の二十を乗じて得た額
12	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類と一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）	減額	条例に定める額に百分の八を乗じて得た額
13	災害情報の伝達のために供することができる広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板	減額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額
14	災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるベンチ、貯水槽その他これらに類する工作物又は施設並びに太陽光発電設備及び風力発電設備	減額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額
15	災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができる防災拠点自動車駐車場に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設	減額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額
16	災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要である備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設	減額	条例に定める額に百分の九十を乗じて得た額
17	地下占用する電線類（無電柱化の推進の観点から既設の架空線を撤去して設けるもの及び架空線のない道路において設けるものをいう。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）	免除	
18	柱状型機器（通常の上空に設置する機器に比べ、小型等で景観に配慮した形状の変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。）	免除	

	を設置するための支持柱		
19	道路の付属物を無償で添架させている電柱又は電話柱	免除	
20	占用工作物である電柱又は電話柱を支えている支線・支柱又は支線柱	免除	
21	公共的団体が設置する有線放送電話柱	免除	
22	公益法人が設置する有線テレビジョン放送(CATV)の電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込線	免除	
23	公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは認定電気通信事業者が設置する架空の道路横断電線又は各戸引込線	免除	
24	電気、電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）、ガス、水道又は下水道の各戸引込地下埋設管	免除	
25	公共的団体が設置する水管又は下水道管	免除	
26	無料で一般に開放している公園、広場又は運動場	免除	
27	カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板、ベンチ、上屋等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化その他公衆の利便に著しく寄与するもの	免除	
28	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設	免除	
29	地上権等により道路敷の権原を無償で取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件等	免除	
30	沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設	免除	

31	バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所	免除	
----	------------------------------	----	--